

## 放置自転車対策事業

### ■区内の放置自転車の現状と課題

これまでの撤去活動や利用駅転換キャンペーンなどにより、区内の放置自転車台数は、次表のとおり、平成22年度の3,223台から平成25年度には1,854台へと約43パーセント減少

午前から昼間にかけての放置自転車数は減少しているが、夕方から夜間にかけては減少していない

第一京浜国道沿い歩道上の放置自転車対策の検討

#### 【放置自転車台数の推移】

	2010年度 (H22)	2011年度 (H23)	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)
川崎駅東口	746台	500台	350台	406台
川崎大師駅	426台	632台	450台	257台
八丁畷駅	390台	549台	458台	451台
その他の駅	1,661台	1,331台	1,105台	740台
川崎区合計	3,223台	3,012台	2,363台	1,854台

### ■区内の自転車事故の現状と課題

全交通事故に占める自転車関係事故の割合が約40%と県下で1番高い

県から「自転車交通事故多発地域」に指定されている

区内では交通ルールやマナーを守らない自転車利用者が多く見受けられる

#### 【川崎区内自転車関係事故発生状況】

年 別	発生件数	構成率 ※1	死者数	構成率 ※2
平成25年	335件	41.0%	5名	41.7%
平成24年	369件	39.3%	1名	20.0%
平成23年	385件	39.4%	2名	22.2%
平成22年	393件	41.9%	3名	50.0%
平成21年	396件	38.5%	2名	40.0%

※1 全人身交通事故に占める割合  
※2 全死亡事故に占める割合

### ■平成25年度までの取組

#### 駐輪場利用駅転換 キャンペーン

川崎駅東口周辺駐輪場に集中する自転車利用者に最寄り駅駐輪場への利用を促す広報・啓発

#### 放置自転車の撤去 自転車等駐車場への誘導



※整理誘導員による駐輪場への案内・誘導

#### 自転車ルール・マナーアップ DVDの作成・配付による啓発

・アゼリアビジョンでの放映  
・区内全小学校への配布  
・町内会等への貸し出し

#### スケアードストレート(恐怖の直視) 方式による交通安全教室の開催



※スタントマンによる交通事故の再現

#### 川崎区交通安全子ども 自転車大会の開催

#### 自転車教室の開催 (各小学校で年1回程度)

#### 自転車マナーアップ リーフレットの作成(隔年) ・配付

#### 【川崎区内交通安全教室等実施状況】 (単位:人)

年 別	実施 回数	参加者 総 数	内 訳				
			幼児	小中	女性	高齢 一般	
平成25年度	91	7,506	1,989	4,118	43	291	1,065
平成24年度	45	3,145	888	1,282	48	179	748
平成23年度	43	2,986	690	1,326	52	153	765
平成22年度	40	2,854	603	1,402	39	189	621
平成21年度	51	3,746	716	1,862	29	217	922

### ■10年後の めざす姿

自転車・バイクの将来需要がピークを迎える中、放置自転車の撤去や広報・啓発活動等の推進により、区内の放置自転車数は減少しており、良好な通行環境が築かれている

区内における自転車と歩行者の通行量が多い箇所において、自転車通行帯が整備され、安全で快適な通行環境が整備されている



※写真は市役所通り自転車通行帯

自転車マナーアップ事業の継続により、自転車利用者に自転車事故防止に向けた交通安全意識が徹底され、自転車事故の件数が減少している

### ■今後の主な取組

#### 放置自転車の減少と駐輪場の利用促進の啓発活動

- ◆路面シートによる啓発
- ・小学生の絵画を印刷した路面シートを使用した啓発



※写真は新羽駅周辺

- ◆市民ボランティアとの協働による街頭啓発
- ◆自転車販売店を通じた、自転車購入者へのリーフレット配布による啓発
- ◆自転車押し歩きキャンペーンに合わせた啓発とアゼリアビジョンでの駅前押し歩きや放置自転車禁止の広報
- ◆DVDを活用した自転車駐輪場所や安全利用の啓発
- ◆第一京浜国道沿いの放置自転車対策の検討
- ◆休日撤去拡大
- ◆放置自転車の夕方・夜間指導の試行的取組
- ◆放置自転車の夕方・夜間撤去に向けた関係部署との調整

#### 自転車事故防止に向けた各教室、啓発活動の充実・強化

- ◆高齢者の自転車事故防止に向けた交通安全教室等の拡充
- ◆スケアードストレート方式による交通安全教室の拡充
- ◆小学生等を対象とした自転車教室の開催

## 自転車マナーアップ事業

	2014年度(H26)	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
川崎区役所	効率的な放置自転車の撤去			
	路面シート(小学生絵画)による啓発事業の調査・検討/市民ボランティアとの協働による街頭啓発及び自転車販売店を通じた啓発/加害者となった際の賠償等の周知/押し歩きキャンペーンに合わせた啓発活動/DVDの活用・アゼリアビジョンへの放映/市役所通り自転車通行帯の通行ルールの順守・マナー向上の啓発			
	自転車マナーアップ事業の推進/関係機関等と連携した啓発活動			
建設局	新川通り代替駐輪場整備に向けた取組 調査・基本設計・詳細設計			

## スケジュール



**川崎駅東口周辺地区  
総合自転車対策 第2期 実施計画  
(平成 26 年度～平成 28 年度)**

**平成 26 年 3 月  
川 崎 市**

# 川崎駅東口周辺地区 総合自転車対策 第2期実施計画

(平成26年度～平成28年度)

## 目 次

---

1.	はじめに	P 1
2.	計画期間	P 1
3.	基本計画の概要	P 2
4.	基本計画策定時からの社会環境変化	P 3
5.	第1期3カ年【H23～H25】の成果と課題	P 6
6.	計画期間【H26～H28】の主な取組	P17
7.	実施計画一覧表	P25

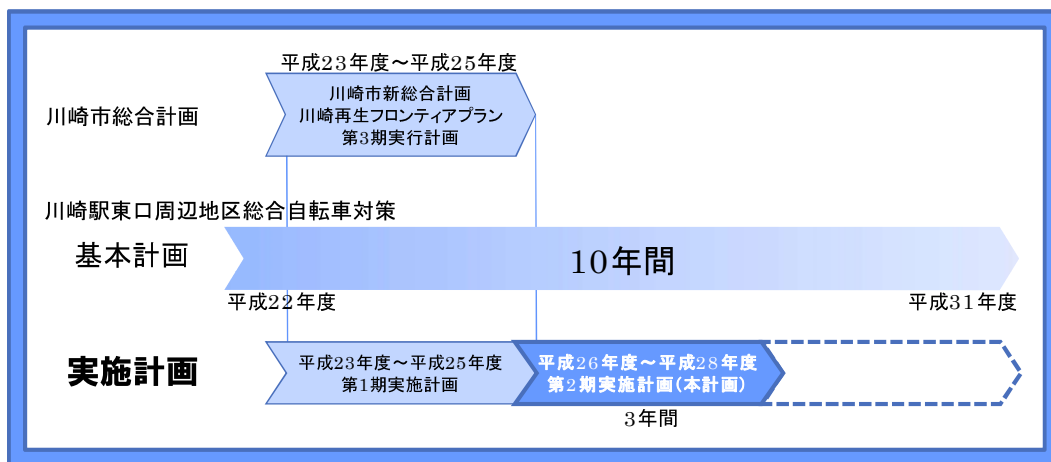
# 1. はじめに

川崎駅東口周辺においては、「川崎駅東口周辺地区総合自転車対策基本計画（平成 22 年 8 月策定）」に位置づけた 3 つの基本方針に基づく各政策を推進しており、これまでに、宮本町機械式駐輪場や市役所通り通行環境整備、駐輪場の利便性や利用目的に応じた多様な料金設定をおこなうなどの取り組みを行ってまいりました。本実施計画につきましては、第 1 期実施計画期間（平成 23 年度から平成 25 年度）が終了することから、事業進捗状況や取組に対する効果の把握・検証などを行い、平成 26 年度からの 3 カ年（平成 26 年度から平成 28 年度）を対象とした第 2 期の実施計画を定めたものです。

今後も引き続き、本実施計画により、歩行者と自転車の通行環境の安全性・快適性及びまちなみ景観の向上や効率的かつ効果的な駐輪場の整備・活用を進め、本市を代表とする拠点としての「魅力あるまちづくり」の実現に向け、取り組んでまいります。

# 2. 計画期間

実施計画については、社会経済環境の変化に適正に対応するため、3 カ年ごとに更新・見直しをすることになっており、第 2 期実施計画は、平成 26 年度から平成 28 年度の 3 年間を対象期間としています。



### 3. 基本計画の概要

#### 「川崎駅東口周辺地区総合自転車対策」基本計画概要

#### 目標と3つの基本方針

#### 目標

### 魅力あるまちをつくる

公民連携により、自転車と歩行者の通行環境の安全性・快適性及びまちなみ景観の向上を図り、本市を代表する拠点としての都市機能及び魅力を高めます。

#### 基本方針

#### 1

#### 安全で快適な歩行者と自転車の通行環境の構築

- 歩行者と自転車の通行空間の分離を基本とした安全性と快適性の向上に向けた取り組みの推進
- 自動車中心の道路構造から歩行者・自転車のための道路空間構築に向けた取り組みの推進

施策①市役所・新川通りにおける歩行者・自転車通行環境の整備  
 施策②不法占用物件の撤去などによる安全で快適な歩行空間の確保  
 施策③駅前広場周辺エリアにおける自転車の走行抑制  
 施策④自転車通行環境整備に向けた取り組み

#### 基本方針

#### 2

#### 適正な自転車利用の誘導

- 自転車需要をマネジメントするという発想にたった公共交通機関への転換等を含めた総合的な自転車対策の推進
- 公民の協働の取り組みによる適正な自転車利用の推進

施策⑤放置自転車の撤去の徹底  
 施策⑥交通体系を考慮したバス交通の利用促進  
 施策⑦コミュニティサイクル等の導入に向けた取り組み  
 施策⑧交通ルールの周知、マナー向上に向けた啓発活動の推進

#### 基本方針

#### 3

#### 効率的かつ効果的な駐輪場の整備・活用

- 駐輪需要に対応した計画的な駐輪場の整備
- 駐輪場の利便性や利用目的に応じた多様な料金の設定
- 公民連携による駐輪場の整備・管理・運営の推進

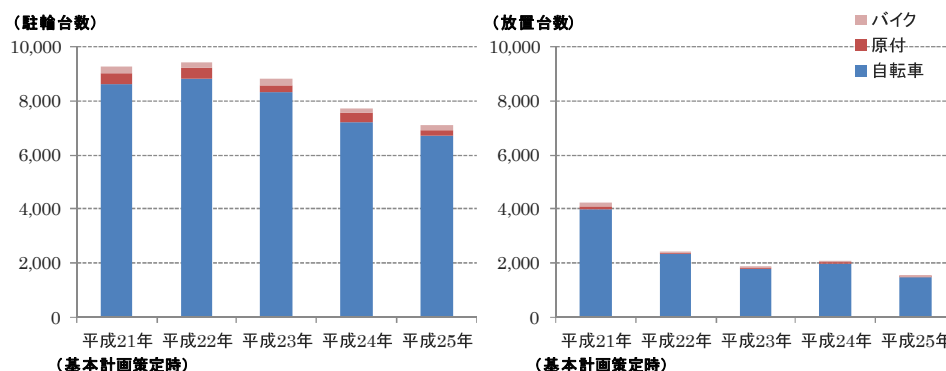
施策⑨利用目的に応じた駐輪場の整備  
 施策⑩駐輪場の利便性や利用目的に応じた多様な料金の設定  
 施策⑪公民連携による駐輪場の整備促進及び管理運営手法の検討

## 4. 基本計画策定時からの社会環境変化

### (1) 自転車需要の近年の推移

自転車の利用については、基本計画策定時（平成 21 年）と比べて、近年は駐輪場の利用台数や放置自転車の台数が減少傾向にあります。特に放置自転車台数は平成 21 年と比べ、平成 24 年は半分程度に減少しています。

#### ● 基本計画策定時(平成 21 年)以降の自転車・バイクの駐輪台数・放置台数の推移



※「川崎市内鉄道駅周辺における放置自転車等実態調査（平日 12 台調査）」結果より

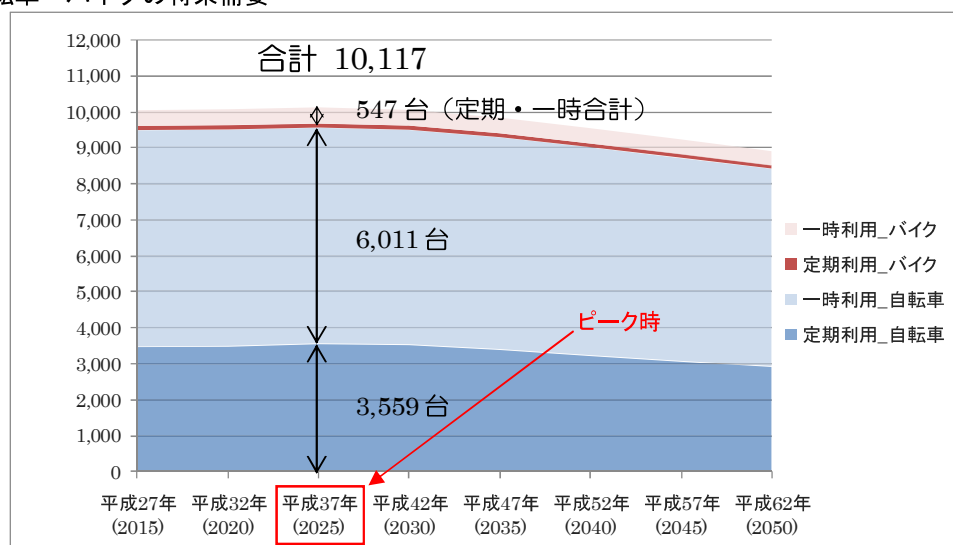
### (2) 将来自転車需要の再推計

近年、自転車の利用状況に変化があることから、今回、実施計画を策定するにあたり、最新の自転車利用状況等をもとに、改めて将来需要を予測しました。

予測に当たっては、定期利用と一時利用を分け、平成 24 年の放置自転車実態、および平成 25 年 4 月時点の自転車駐輪場の利用実態等をもとに、定期利用者の予測は川崎市内各区、および川崎区に隣接する東京都大田区、横浜市鶴見区において、居住地別・性別・目的別に年齢階層別将来人口を、一時利用者の将来予測については川崎区の将来人口を用い、需要の予測を行いました。

基本計画策定時（平成 21 年）の需要予測では、平成 32 年（2020 年）にピークとなり、約 15,500 台となりましたが、今回の需要予測では、自転車・バイクの将来需要は平成 37 年（2025 年）にピークとなり、約 10,100 台になるものと予測されます。

#### ● 自転車・バイクの将来需要



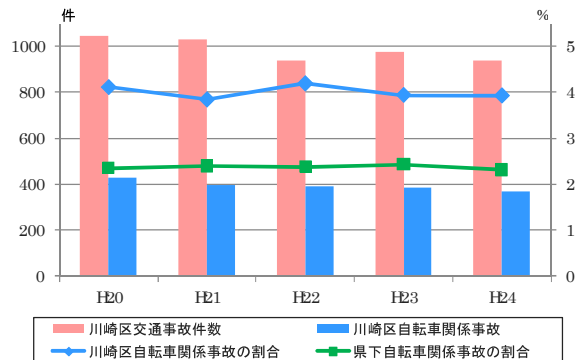
### (3) 川崎区内の交通事故件数の推移

最近5年間における川崎区内の全交通事故件数や、自転車関係事故件数は微減傾向にある一方、全交通事故に占める自転車関係の事故の割合は、40%前後で横ばいとなっています。

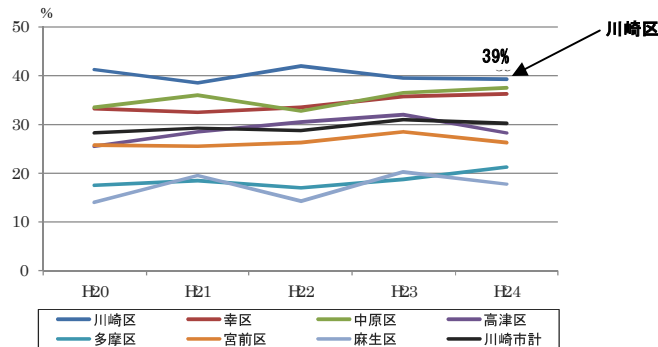
県下の割合の平均が23～4%程度で推移していることから、川崎区における自転車関係事故の割合は県下平均の約1.6～1.7倍と高い状況です。川崎市内に限ってみても、自転車関係事故の割合が最も多い区となっています。

自転車関係事故件数の当事者の年齢構成を見ると、こどもが11%前後、高齢者が17%前後、こども・高齢者以外が72%前後で推移しています。

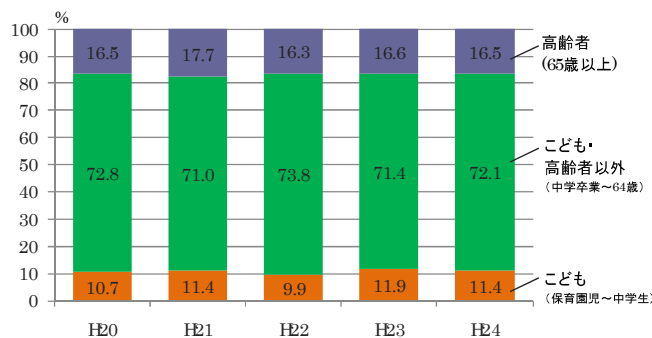
●川崎区内の交通事故件数の推移（平成20年～平成24年）



●川崎市7区における交通事故件数に占める自転車関係事故の割合の推移（平成20年～平成24年）



●川崎区内の自転車関係事故の当事者の年齢構成の推移（平成20年～平成24年）



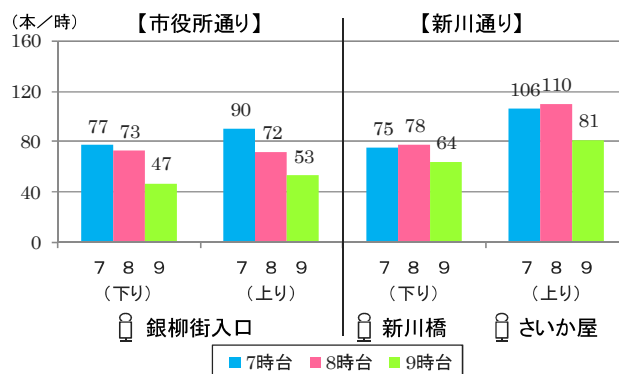
出所) いずれのグラフも神奈川県警察資料より川崎市作成



#### (4) 路線バスの運行状況

川崎区ではバス交通網が充実しており、朝の通勤時間帯では、市役所通りにおいて約400台、新川通りにおいて約500台のバスの運行があり、主要な交通機能として重要な役割を担っています。

##### ●朝の通勤時間帯のバス運行本数



参考) 平成25年バス運行本数  
川崎市バス・臨港バス・京急バス

#### (5) まとめ

- 川崎駅東口周辺地区では駐輪台数、放置台数とも減少しており、特に平成25年の放置自転車台数は平成21年（基本計画策定時）の半分以下に減少しています。
- 近年の川崎駅東口周辺地区での自転車の駐輪台数や放置台数をもとに将来需要を予測すると、基本計画策定時の将来予測のおよそ三分の二の台数（約1万台）になります。
- 川崎駅東口周辺地区での自転車利用者は年々、減少傾向にあります。川崎区内による自転車関係の事故は、約40%の高い割合で、横ばいの状況が続いています。

## 5. 第1期3ヵ年【H23～H25】の成果と課題

基本方針  
1

### 安全で快適な歩行者と自転車の通行環境の構築

#### 施策① 市役所・新川通りにおける歩行者・自転車通行環境の整備

##### ○ 第1期実施計画の取組スケジュール

平成23年度	平成24年度	平成25年度
市役所通り関係機関協議	市役所通りの自転車通行環境整備	市役所通りの自転車通行環境整備の効果検証

##### ○ 第1期実施計画の成果

#### 市役所通りに自転車通行帯を整備

歩行者と自転車の通行環境の構築につきましては、市役所通りの路上駐輪場を撤去し、歩行者と自転車の通行空間を分離する、延長約450mの歩行者・自転車通行帯を整備し、平成25年10月から本格供用を開始しました。また、供用開始後に歩行者と自転車利用者の遵守率の実態調査を行いました。



##### ○ 課題

供用開始直後の実態調査では、歩道を通行する歩行者の9割が歩行者通行帯を歩いており、自転車利用者の9割弱が自転車通行帯を歩いています。供用開始から6ヶ月後の調査では、自転車利用者の遵守率は向上していますが、歩行者の遵守率は変わらないことから、今後も引き続き、実態調査を行い、自転車利用者や歩行者に対し、通行ルール・マナーを守るよう啓発活動を行っていく必要があります。

市役所通りの歩行者・自転車利用者の遵守率

調査実施日	歩行者	自転車利用者
平成25年10月	90%	86%
平成26年3月	89%	90%

今後、実施する新川通りの通行環境整備につきましては、市役所通りの効果検証を踏まえるとともに、平成24年11月に策定された「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の内容を考慮し、警察等の関係機関との調整を行うなど、整備形態について検討する必要があります。

## 施策② 不法占用物件の撤去などによる安全で快適な歩行空間の確保

### ○ 第1期実施計画の取組スケジュール

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
路上違反広告物の撤去 ・関係機関との連携体制構築	路上違反広告物の撤去 ・市役所通り等の違反広告物等の撤去	路上違反広告物の撤去 ・市役所通り等の違反広告物等の撤去徹底

### ○ 第1期実施計画の成果

#### 市民ボランティアや警察等との連携により路上違反広告物の撤去活動や撤去指導を実施

市民ボランティア（路上違反広告物除去推進協力員）や警察等との連携により、路上違反広告物の撤去活動及び撤去指導を行いました。

### ○ 課題

道路上の不法占用物件に対する指導や撤去につきましては、一時的には指導に従っても再び不法占用を開始したり、撤去後に別の物件を設置するケースなどが見られます。チェーン店のよう  
に、責任者が短期間で、入れ替わってしまう店舗では、不法占用に対する意識が徹底されず、それが周辺の店舗にも影響してしまうことが一因となっていると考えられます。

今後は、継続的に撤去活動等を行うとともに、市役所通りの検証を行い、対応方針について検討する必要があります。

### 施策③ 駅前広場周辺エリアにおける自転車の走行抑制

#### ○ 第1期実施計画の取組スケジュール

平成23年度	平成24年度	平成25年度
川崎駅東口駅前広場周辺の「押し歩き」推進活動 関係機関等との連携体制の構築	関係機関との連携による「押し歩き」の推進活動	効果検証 さらなる連携体制の構築

#### ○ 第1期実施計画の成果

##### ボランティア等と連携して「押し歩き推進キャンペーン」を開催

「押し歩きエリア」において、ボランティア、マナーアップ指導員、地元商店街、警察等との連携により、交通安全運動期間などに「押し歩き推進キャンペーン」を8回開催し、延べ約3,000人に、押し歩きの推進等について、呼びかけを行いました。また、地元商店街と連携のもと、街頭放送による交通ルール等の啓発活動を行いました。



#### ○ 課題

これまで、「押し歩き推進キャンペーン」を継続的に実施してきましたが、調査結果によると、キャンペーンを実施しているときの遵守率は、8割から9割であり、キャンペーンを実施していないときの遵守率は、1割程度の遵守率であったことから、「押し歩き」について、今後も効果的なキャンペーン等の啓発活動を継続的に実施していく必要があります。

押し歩きエリアによる自転車利用者の「押し歩き」の遵守率

調査実施日	実施前	実施中	実施後
平成23年11月	13%	88%	-
平成24年10月	11%	77%	9%

## 施策④ 自転車通行環境整備に向けた取り組み

### ○ 第1期実施計画の取組スケジュール

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
自転車通行環境整備方針の策定に向けた検討	自転車通行環境整備方針の策定	対象路線の整備に向けた協議・調整

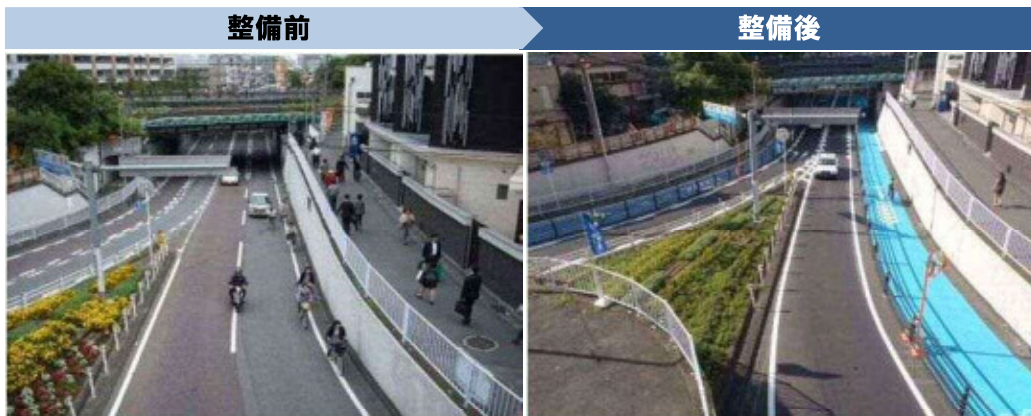
### ○ 第1期実施計画の成果

#### 自転車通行環境整備基本計画の策定に向けた検討

通行環境の構築などを含めた、自転車対策の基本的な考え方を取りまとめた自転車通行環境整備基本計画の策定に向けた検討を実施しました。

#### 県道川崎府中線に一方通行の自転車道を整備

県道川崎府中のJRガード下（アンダーパス部）では、自転車通行をめぐる事件や事故が発生したことから、更なる安全対策が求められていました。そこで、平成24年度に、「歩行者・自転車・自動車の安全な通行環境の創出」を目的として、神奈川県警察と連携し、京急川崎駅周辺地区における安全な通行環境改善に向けた社会実験を実施しました。そして、この結果を受けて策定した「京急川崎駅周辺地区通行環境改善計画」に基づき、歩行者・自転車・自動車それぞれが分離して通行できるよう、延長約200mの一方通行の自転車道を整備し、平成25年10月から本格供用を開始しました。



### ○ 課題

川崎区内におきましては、全交通事故に占める自転車関係の事故の割合が高いことから、自転車事故の発生状況などを踏まえ、危険性の高い道路の安全対策などの取り組みが必要となります。

基本方針  
2

## 適正な自転車利用の誘導

## 施策⑤ 放置自転車の撤去の徹底

## ○ 第1期実施計画の取組スケジュール

平成23年度	平成24年度	平成25年度
放置自転車の撤去の徹底 ・休日撤去の強化 ・映像を活用した啓発活動等	放置自転車の撤去の徹底 ・前年度取組み継続ほか 映像内容の充実	放置自転車の撤去の徹底 ・前年度取組み継続ほか市役所通り 放置自転車の撤去活動を強化
駐輪場利用の啓発活動 ・駅前広場放置防止の強化	駐輪場利用の啓発誘導 ・宮本町地内駐輪場への誘導	駐輪場利用の啓発誘導 ・短時間駐輪場利用の啓発誘導

## ○ 第1期実施計画の成果

## 放置自転車の撤去や、放置防止のためのさまざまな取り組みを実施

平日の撤去作業に加えて、休日の撤去作業を3年間で延べ193日間行い、約80,000台の放置自転車を撤去しました。また、啓発用DVDを作成し、関係機関に配布するとともに、川崎駅構内の大型ビジョンにより、放置禁止の広報動画を放映しました。

東口駅前広場及び市役所通りでは整理誘導員を配置し、放置自転車等への駐輪場誘導と啓発活動を実施しました。また、市役所通りの時間利用駐輪場の整備にあわせて、自転車が放置されないよう注意喚起看板の設置と貼札による警告行為を強化しました。



自転車等の撤去台数

平成22年	平成23年	平成24年
30,516台	26,731台	22,668台

## ○ 課題

放置自転車等の撤去につきましては、撤去トラックの増加や休日撤去作業の実施等による撤去体制の強化により、放置自転車等の撤去台数が減少し、一定の成果はありましたが、午後の時間帯による買い物利用等の短時間放置の自転車等に対する対策が必要です。

また、整理誘導員を配置して啓発を行っているエリアにつきましては、放置自転車等が減り、一定の効果は上げていますが、整理誘導員がいない場所に自転車等が放置されるケースが見受けられることから、引き続き整理誘導員による啓発活動を行っていく必要があります。

## 施策⑥ 交通体系を考慮したバス交通の利用促進

### ○ 第1期実施計画の取組スケジュール

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
バス交通のサービスの充実 ・バスロケーションシステムの導入 ・停留所施設等の充実	バス交通のサービスの充実 バス専用・優先レーン機能確保 ・荷捌き対策推進計画の検討	バス交通のサービスの充実 バス専用・優先レーン機能確保 ・荷捌き対策の一部実施
	サイクル&バスライド の可能性の検討	サイクル&バスライドの 取り組みの方向性の整理

### ○ 第1期実施計画の成果

#### バス交通のサービスの充実やサイクル&バスライドの試験運行の実施へ向けて検討

バス交通のサービスの充実につきましては、市バスでは情報通信端末の多様化に合わせて市バスナビのスマートフォン対応を行うとともに、バス停留所3箇所に停留所運行情報表示器の設置や、バス停留所施設の上屋5基、照明付標識12基の代替整備を実施し、停留所施設の充実を図りました。

荷さばき対策につきましては、物流関係者、学識経験者及び行政等からなる「荷さばき対策検討協議会」による意見や荷さばきの実態調査などを踏まえ、「川崎駅周辺地区荷さばき対策基本計画」を策定しました。

サイクル&バスライド\*の取り組みにつきましては、試験施行の実施に向け、自転車利用の特性やバス交通体系の整理など、川崎駅東口周辺地区への適用性について検討を行い、試験施行を実施する候補地を選定しました。



### ○ 課題

バス交通のサービスの充実につきましては、バス交通の利便性向上と利用促進を図るため、引き続き、利用者一人ひとりに的確かつスピーディに運行情報を提供できる市バスナビを中心とした情報提供の充実や、停留所施設の計画的な整備を行う必要があります。

荷さばき対策につきましては、貨物運送事業者、商業者及び荷主などの多様な物流関係者が存在し、それぞれの立場による考え方等があることから、物流関係者の合意を図りながら段階的に進めていく必要があります。

サイクル&バスライドにつきましては、川崎区における適用性についての基礎資料をまとめるとともに現地調査を行うなど、試験施行を実施する候補地を選定しましたが、本格導入に向けては、引き続き、対象範囲における実態調査の実施や試験施行後の効果検証を行う必要があります。

※出発地点（自宅等）からバス停近くの駐輪場まで自転車を利用し、バス停でバスに乗り換えて目的地に向うシステムです。  
バス交通の利用を促進することにより、駅周辺地区による自転車利用を抑制します。

**施策⑦ コミュニティサイクル等の導入に向けた取り組み**○ **第1期実施計画の取組スケジュール**

平成23年度	平成24年度	平成25年度
コミュニティサイクルの事例調査・研究	コミュニティサイクルの可能性の検討	コミュニティサイクルの取組みの方向性の整理

○ **第1期実施計画の成果****コミュニティサイクルに関する各種施策や導入可能性を検討**

コミュニティサイクル<sup>\*</sup>を導入している事例や事業の採算性に向けた広告事業などの補助施策をまとめました。また、川崎区内の居住者や川崎駅東口周辺での来街者などを対象とした意識調査の実施に向け、東京都市圏パーソントリップ調査結果を用いて、川崎区内における自転車等の目的別の動きを分析するとともに、調査の対象範囲や質問項目などを整理した調査計画書を作成しました。

○ **課題**

コミュニティサイクルは、1台の自転車を利用者同士で共有することで、自転車を保有しなくても目的地まで移動ができるなど、自転車の使い方を大きく変えるものです。そのため、コミュニティサイクル試験施行の検討にあたっては、自転車利用者等に対して、自転車の所有や利用について、どのように考えているか等の意識調査を行い、潜在的な需要を把握する必要があります。

※複数の自転車の貸出場所（ステーション）をネットワークでつなぐことにより、各ステーションで自転車の貸出、返却が自由にできる交通システムです。



## 施策⑧ 交通ルールの周知、マナー向上に向けた啓発活動の推進

### ○ 第1期実施計画の取組スケジュール

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
交通安全対策の実施 自転車マナーアップ事業の実施 ・「川崎区交通安全子ども 自転車大会」の開催	交通安全対策の実施 自転車マナーアップ事業の実施 ・前年度取組み継続	交通安全対策の実施 自転車マナーアップ事業の実施 ・前年度取組み継続ほか 市役所通り通行ルールの周知活動等

### ○ 第1期実施計画の成果

#### 自転車利用者のマナー向上のための街頭指導や交通安全教室などの取り組みを実施

平成24年5月から制服姿の「自転車マナーアップ指導員」を導入し、自転車の安全運転を街頭で指導する取り組みを行っています。

川崎区では、小学生を対象とした自転車教室を54回開催し、延べ約5,000人の児童が参加しました。また、中学生、高校生及び町内会・自治会関係者を対象とした「スケアードストレート方式交通安全教室※」を5回開催し、延べ約1,000人が参加しました。

自転車の交通ルールの遵守等と呼びかける「自転車マナーアップリーフレット」等を作成し、各種キャンペーンなどで配布しました。

※スタントマンが交通事故の現場を再現することで、見ている人に「事故の恐ろしさ」や「交通ルール違反はなぜ危険なのか」などについて視覚的に訴え、交通ルールを遵守することがいかに大切かということを学習していただくための教室です。



### ○ 課題

継続的に行う交通安全運動や交通安全教育の実施などにより、本市における自転車関係事故の件数は減少していますが、全交通事故に占める割合は川崎区で約40%と高い構成率で推移していることから、自転車利用者に対する交通ルールの周知やマナー・意識の向上を図るため、交通関係団体、警察及び行政の連携を強化するなど、効果的で継続的な啓発活動を行っていく必要があります。

## 効率的かつ効果的な駐輪場の整備・活用

## 施策⑨ 利用目的に応じた駐輪場の整備

## ○ 第1期実施計画の取組スケジュール

平成23年度	平成24年度	平成25年度
市役所通り代替駐輪場 ・宮本町地内（いさご車庫） 駐輪場の整備 ・本町地内（旧水道営業所用地） 駐輪場の詳細設計	市役所通り代替駐輪場 ・本町地内（旧水道営業所用地） 駐輪場の整備 市役所通り短時間駐輪場の整備	市役所通り代替駐輪場 ・本町地内（旧水道営業所用地） 駐輪場の供用開始
新川通り代替駐輪場 ・候補地の比較検討、選定	新川通り代替駐輪場 ・候補地選定に基づく関係機関との 協議・調整	新川通り代替駐輪場 ・整備に向けた実施計画の策定

## ○ 第1期実施計画の成果

## 宮本町や本町への新たな駐輪場の整備

市役所通り路上駐輪場の代替施設として、宮本町地内（いさご車庫用地）に、収容台数約1,200台の立体機械式の駐輪施設を整備し、平成24年4月に供用開始しました。また、本町地内（旧水道営業所用地）に「東海道かわさき宿交流館」と併設する、収容台数約450台の立体自走式の駐輪場を整備し、平成25年6月に供用開始しました。

買い物目的などの短時間の駐輪を対象とした時間利用駐輪場を市役所通りに約500台整備しました。平成25年度の利用者数は約28万人であり、1年間の平均利用率は、1日1箇所当たり3回から4回となっています。

新川通り路上駐輪場の代替施設の整備につきましては、小川町地区、東田公園及び国道15号などを候補地として検討を行い、国道15号による駐輪場整備については、国土交通省等と協議・調整を行い、国が実施する自転車通行帯及び植樹帯の整備などにより、歩道内での駐輪場スペースの確保は困難であることが判明しました。また、東田公園による駐輪場の整備については、地元町内会や公園を管理する協議会等と調整を行い、公園利用者に対する安全の確保や公園の管理運営方法などの課題を確認し、代替駐輪場の整備方針について、整理しました。

宮本町駐輪場  
(立体機械式)

市役所通り時間利用駐輪場 利用実績（平成25年度）

単位：台

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
駐輪台数	106	171	186	186	308	351	351	351	351	351	351	351
利用台数	3,621	7,643	10,511	16,243	24,594	27,932	30,229	33,300	34,332	31,577	26,665	30,000

○3月の利用は見込み台数。

## ○ 課題

川崎駅東口周辺地区の放置自転車等は減少していますが、午後の時間帯による買い物利用者等の放置自転車が多いため、時間利用駐輪場の整備など、利用目的に応じた計画的な駐輪場の整備を行う必要があります。

新川通りの代替駐輪場の整備につきましては、小川町地区などによる地下立体機械式駐輪場の整備について、引き続き検討を行いますが、小川町地区での企業バス等の乗降場所の対応などについて、関係機関と調整を行う必要があります。

## 施策⑩ 駐輪場の利便性や利用目的に応じた多様な料金の設定

### ○ 第1期実施計画の取組スケジュール

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
「新たな料金体系」の導入に向けた手続き	「新たな料金体系」の導入	「新たな料金体系」実施後の利用動向調査

### ○ 第1期実施計画の成果

#### 駐輪場の利便性や利用目的に応じた「新たな料金体系」を導入

駐輪場の利用促進や利用率の平準化を目的として、平成24年4月から駐輪場毎の利便性に応じた「新たな料金体系」を導入しました。

それまで、本市の運営する駐輪場は市内一律の料金体系であったため、駅に近いなど利便性が高い駐輪場に利用が集中していました。「新たな料金体系」では、駐輪場利用者の適正な利用を誘導するため、駅の特性や駅からの距離、駐輪施設の形態など、利用者にとっての利便性に応じた料金を設定し、駐輪場間の利用率の平準化による施設の有効利用を推進しました。

また、買い物目的など短時間の利用者を対象として、2時間までを無料とし、それ以降は時間単位で課金する時間利用料金を設定しました。

#### 駐輪場利用率の分散化の推移

	H23年度	H24年度	H25年度
川崎駅東口周辺自転車等駐車場	25.9% ~ 190.4% [164.5%]	34.3% ~ 138.0% [103.7%]	38.3% ~ 148.4% [110.1%]

○駐輪場利用率の分散化

利用率の高い駐輪場と低い駐輪場の差が少ないほど、施設が有効に活用されている。

### ○ 課題

周辺環境や施設特性に応じた「新たな料金体系」を導入し、駐輪場間の利用率の平準化に一定の成果が見られました。今後も効率的な活用に向け、「新たな料金体系」実施後の利用動向等の検証を実施する必要があります。

**施策⑪ 公民連携による駐輪場の整備促進及び管理運営手法の検討**

## ○ 第1期実施計画の取組スケジュール

平成23年度	平成24年度	平成25年度
民間駐輪場助成制度の導入に向けた検討	助成制度の導入など民間による駐輪場の整備促進	助成制度の導入など民間による駐輪場の整備促進
駐輪場の指定管理者の導入検討	駐輪場の指定管理者の導入	駐輪場の指定管理者の効果検証

## ○ 第1期実施計画の成果

**民間駐輪場の整備促進に向けた補助制度や、市営駐輪場に指定管理者制度を導入**

民間事業者による駐輪場の整備促進を図るため、「民間自転車等駐車場整備費補助金制度」を平成25年4月から導入しました。

また、平成24年4月に市営駐輪場に指定管理者制度を導入し、コールセンターや交通系ICカードが利用可能な精算機の設置など、民間事業者のノウハウを活用した新たなサービスが導入され、利用者のニーズに対応した管理運営を実施しています。

## ○ 課題

「民間自転車等駐車場整備費補助金制度」を活用した民間事業者による駐輪場の整備について、今後は事業効果の検討が必要となります。

また、指定管理者制度の導入により、民間事業者のノウハウを活用した新たなサービスが導入されましたが、今後も、駐輪場の管理運営について、評価及び検証を行うとともに、サービスの向上並びに利用環境の改善により、利用促進を図る必要があります。

## 6. 計画期間【H26～H28】の主な取組

基本方針  
1

### 安全で快適な歩行者と自転車の通行環境の構築

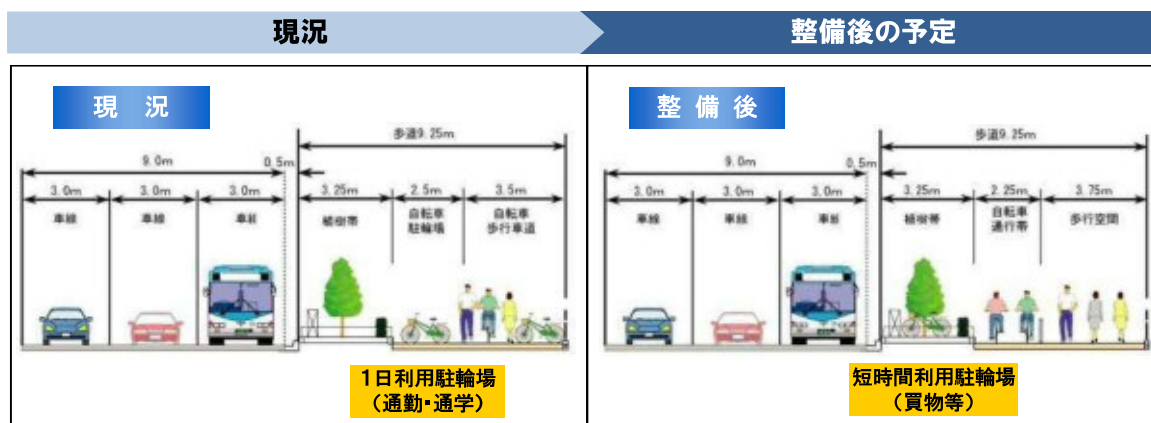
#### 施策① 市役所・新川通りにおける歩行者・自転車通行環境の整備

新川通り通行環境整備に向け、関係者会議を設置し、庁内関係部署や交通管理者等と協議・調整を行い、新川通りの通行環境の整備方針を策定します。

新川通りの通行環境整備については、市役所通りにおける歩行者や自転車利用者の通行帯利用に関する調査・検証を行うとともに、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を考慮するなど、整備に向けた取り組みを進めます。

平成 26 年度 ～ 平成 28 年度	平成 29 年度以降
市役所通り自転車通行環境整備の効果検証	取組推進
新川通り関係機関協議・基本設計	取組推進

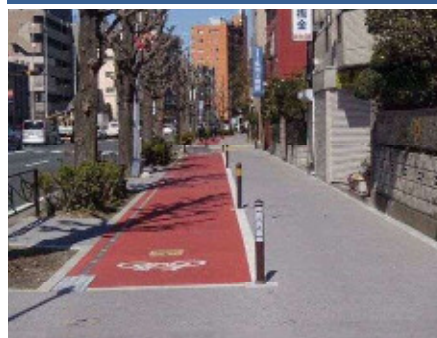
市役所通りの断面図



市道富士見鶴見駅線（自転車道）



南幸町東渡田線（自転車通行帯）



## 施策② 不法占用物件の撤去などによる安全で快適な歩行空間の確保

まちの美観、風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の適正な管理及び市民ボランティアと連携した路上違反広告物の撤去を推進します。

新川通りなどにおいて、路上違反広告物等に対する撤去指導を継続的に行います。

川崎駅東口周辺で、道路の適正利用を推進するための協議会を設置し、関係機関・団体と連携して対応方針の検討を行います。

平成26年度～平成28年度	平成29年度以降
路上違反広告物等の撤去指導及び撤去の強化	取組継続
新川通り周辺の対策推進	取組継続
協議会による対応検討・対策実施	取組継続

## 施策③ 駅前広場周辺エリアにおける自転車の走行抑制

押し歩きエリアと定めている、川崎駅東口周辺及び京急川崎駅周辺の歩道において、ボランティアや警察等と連携を図り、交通安全活動を中心に自転車の「押し歩き」推進活動を引続き実施します。推進活動の実施にあたっては、効果検証の結果を踏まえ、より効果が上がるよう、活動時期等を考慮し、定期的にキャンペーンを行います。

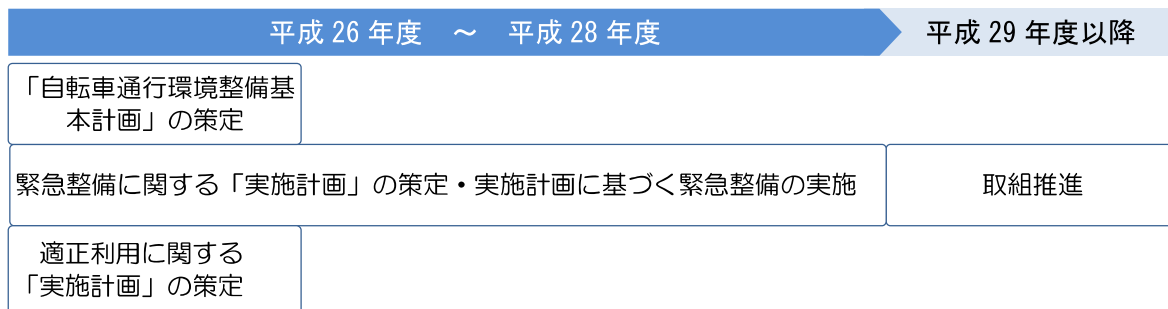
平成26年度～平成28年度	平成29年度以降
関係機関との連携による「押し歩き」の推進活動 効果検証	取組継続

### 押し歩きエリア



#### 施策④ 自転車通行環境整備に向けた取り組み

道路を利用するすべての方々の安全・安心で利便性が高く快適な利用環境の構築に向けた、自転車対策の基本的な考え方を取りまとめた「川崎市自転車通行環境整備基本計画」を策定するとともに、これに基づくハード面、ソフト面それぞれの実施計画を策定し、事業を推進します。



基本方針  
2

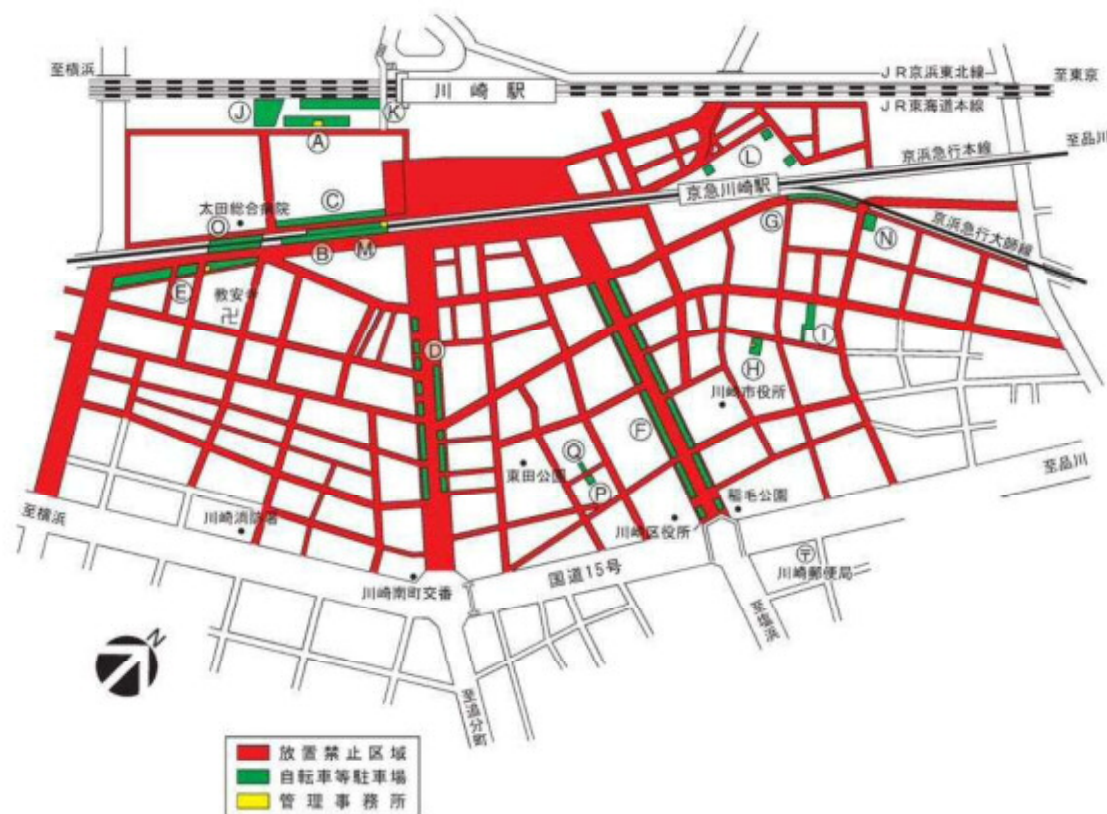
## 適正な自転車利用の誘導

## 施策⑤ 放置自転車の撤去の徹底

歩行者等の安全で快適な通行空間の確保や救急・消防活動への障害になる放置自転車等を減らすために、休日の撤去作業の強化及び新たに午後の時間帯撤去作業の実施など、効果的な撤去体制を確立します。また、効果的な啓発誘導方法を確立し、利用目的にあった駐輪場へ誘導することにより、放置自転車等の減少に努めます。

平成26年度～平成28年度	平成29年度以降
放置自転車撤去の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 午後の時間帯の撤去作業実施</li> <li>・ 休日の撤去作業の強化</li> </ul> 効果的な作業体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 啓発誘導業務と連動した撤去作業の実施</li> </ul>	取組継続
駐輪場利用の啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効果的な啓発誘導方法及び人員配置の検討</li> <li>・ 短時間駐輪場利用への啓発誘導</li> <li>・ キャンペーン等による放置防止の啓発活動</li> </ul>	取組継続

## 川崎駅東口周辺の自転車放置禁止区域





## 施策⑥ 交通体系を考慮したバス交通の利用促進

バス交通の利便性向上と利用促進を図るため、市バスでは運行情報を提供する市バスナビ利用方法の周知や、停留所施設の充実を図ります。

川崎駅周辺地区荷さばき対策基本計画に位置づけた対策の効果を検証するため、社会実験を実施するとともに、実験結果を踏まえ、物流関係者の合意を得ながら荷さばき対策の推進を図りません。

バス交通の利用促進を目的として、サイクル&バスライドの試験施行を実施して、効果検証を行うなど、本格導入の可能性について検討します。

平成 26 年度 ～ 平成 28 年度	平成 29 年度以降
市バスナビ利用方法の周知	取組推進
停留所施設の整備	取組推進
荷さばき対策の社会実験実施・荷さばき対策の推進	取組推進
サイクル&バスライド実態調査の実施・試験運行の実施・本格導入の検討	取組推進

## 施策⑦ コミュニティサイクル等の導入に向けた取り組み

コミュニティサイクル試験施行の検討にあたり、交通手段としての有効性や事業の採算性などを踏まえ、自転車利用者などの意識調査を行い、潜在的な需要を把握するとともに、候補地や事業者の選定について検討を行います。

平成 26 年度 ～ 平成 28 年度	平成 29 年度以降
候補地の検討・意識調査の実施・事業者選定の検討・試験施行の検討	取組推進

**施策⑧ 交通ルールの周知、マナー 向上に向けた啓発活動の推進**

地域の交通関係団体、警察及び行政が連携して各種キャンペーン等を開催し、交通安全市民総ぐるみ運動の取り組みを推進するとともに、交通安全意識の高揚や交通ルール遵守の定着を図ります。

幼児から高齢者まで年齢段階に応じた交通安全教育を実施します。

市役所通りの自転車通行帯及び県道川崎府中のアンダーパス部（JR高架下）の自転車道において、歩行者等の安全が確保されるよう、自転車利用者に対する走行ルールの周知やマナー・意識の向上を図るため、啓発活動を実施します。

平成26年度～平成28年度	平成29年度以降
交通安全運動等の推進	取組継続
交通安全教育の実施	取組継続
自転車安全利用の推進（自転車利用者への街頭指導等）	取組継続

**交通安全キャンペーン**

**施策⑨ 利用目的に応じた駐輪場の整備**

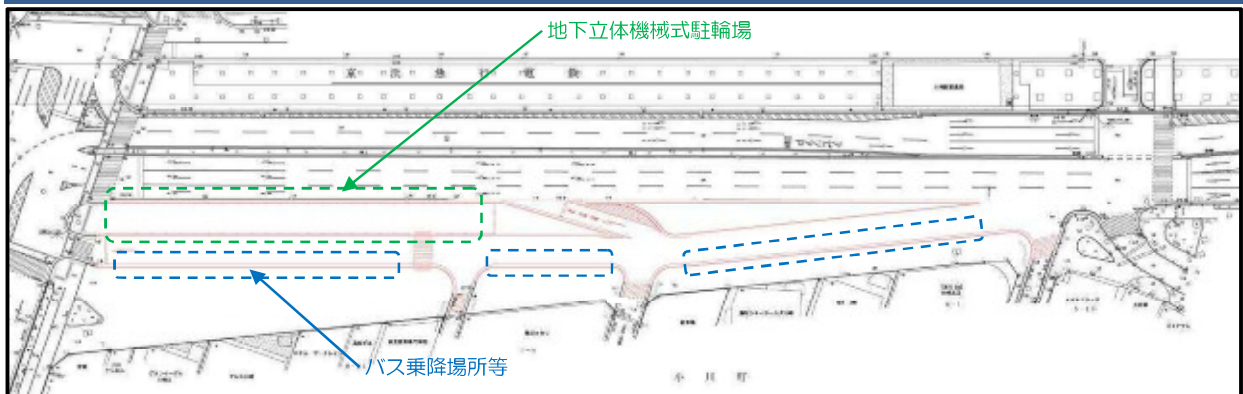
川崎駅東口周辺につきましては、将来自転車需要の再推計（P 3）により、平成37年の自転車等の駐輪需要は約10,100台になると予想され、新川通り通行環境整備に伴う代替駐輪場や将来需要に対応するために、不足分約2,500台の駐輪場が必要となります。

この需要に対しましては、補助金制度等を活用した民間事業による駐輪場の整備により対応するとともに、小川町や東田公園などの公有地を有効利用した駐輪場の整備について、検討を行います。なお、小川町地区においての検討では、道路区域内による地上立体機械式駐輪場設置の検討を行いましたが、建築基準法や都市計画により、地上立体機械式の整備は難しいため、地下立体機械式の整備について、調査・検討を行います。

また、買い物目的等の短時間利用者の駐輪場の整備を促進するため、新川通りの時間利用駐輪場整備について、関係機関と協議・調整を行います。

平成 26 年度 ～ 平成 28 年度	平成 29 年度以降
新川通り代替駐輪場整備に向けた取組 調査・基本設計・詳細設計	取組推進
新川通りの時間利用駐輪場 関係機関協議・調整	取組推進

新川通り代替駐輪場整備概略図(案) (小川町地区)



**施策⑩ 駐輪場の利便性や利用目的に応じた多様な料金の設定**

「新たな料金体系」実施後の利用動向調査などの検証を実施するとともに次期指定管理者の選定に合わせ、制度の評価検証を行います。

平成 26 年度 ～ 平成 28 年度		平成 29 年度以降
「新たな料金体系」実施後の検証	次期指定管理者の選定に伴う「新たな料金体系」の評価検証	取組推進

**施策⑪ 公民連携による駐輪場の整備促進及び管理運営手法の検討**

民間自転車等駐車場整備費補助金制度の活用などにより、民間事業者による積極的な駐輪場整備の促進を図ります。

民間事業者のノウハウを活用した指定管理者による市営駐輪場の管理運営を推進するとともに、次期指定管理者の選定に向けて、制度の検証を実施します。

平成 26 年度 ～ 平成 28 年度		平成 29 年度以降
補助金制度の活用による民間駐輪場整備の促進		取組推進
指定管理者による市営駐輪場の管理運営の推進	市営駐輪場における指定管理者制度の検証	取組推進
指定管理者の評価・検証	次期指定管理者の選定	取組推進

○現行の指定管理期間は平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間。

川崎駅東口周辺地区 総合自転車対策実施計画 一覧表

基本方針	11の施策	第2期3ヵ年(H26～H28)の取組	指標 (第2期計画期間)
安全で快適な歩行者と自転車の通行環境の構築	1 市役所・新川通りにおける歩行者・自転車通行環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新川通り通行環境整備に向けた関係機関協議・基本設計</li> <li>□市役所通り自転車通行環境整備の効果検証</li> </ul>	-
	2 不法占用物件の撤去などによる安全で快適な歩行空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>□路上違反広告物等の撤去指導及び撤去の強化</li> <li>□新川通り周辺の対策推進</li> <li>■協議会による対応検討、対策実施</li> </ul>	-
	3 駅前広場周辺エリアにおける自転車の走行抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>□関係機関との連携による「押し歩き」の推進活動</li> <li>□「押し歩き」の効果検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーンの開催数 3回/年 (計画期間9回以上)</li> </ul>
	4 自転車通行環境整備に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「自転車通行環境整備基本計画」の策定</li> <li>■緊急整備に関する「実施計画」の策定及び整備の実施</li> <li>■ネットワーク構築及び適正利用に関する「実施計画」の策定</li> </ul>	-
適正な自転車利用の誘導	5 放置自転車の撤去の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>□休日の撤去作業の強化</li> <li>□効果的な啓発誘導方法及び人員配置の検証</li> <li>■午後の時間帯の撤去作業の実施</li> <li>□啓発誘導業務と連動した撤去作業の実施</li> <li>□短時間駐輪場利用への啓発誘導</li> <li>□キャンペーン等による放置防止の啓発活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放置自転車数 5%減/3ヵ年</li> </ul>
	6 交通体系を考慮したバス交通の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>□市バスナビ利用方法の周知</li> <li>□停留所施設の整備</li> <li>■荷さばき対策の社会実験実施・荷さばき対策の推進</li> <li>■サイクル&amp;バスライド実態調査の実施・試験運行の実施・本格導入の検討</li> </ul>	-
	7 コミュニティサイクル等の導入に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>■候補地の検討、意識調査の実施</li> <li>■事業者選定の検討</li> <li>■試験施行の検討</li> </ul>	-
	8 交通ルールの周知、マナー向上に向けた啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>□交通安全運動等の推進</li> <li>□交通安全教育の実施</li> <li>□自転車安全利用の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車教室の開催数 20回/年</li> <li>・スクエアドストリート方式交通安全教室の開催数 3回/年</li> <li>・リーフレット配布数 5,000部/年</li> </ul>
効率的かつ効果的な駐輪場の整備・活用	9 利用目的に応じた駐輪場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新川通り時間利用駐輪場関係機関協議・調整</li> <li>■新川通り代替駐輪場 基本設計・調査・詳細設計・整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間利用駐輪場使用数 360,000台/年 (30,000台/月)</li> </ul>
	10 駐輪場の利便性や利用目的に応じた多様な料金の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>□「新たな料金体系」実施後の検証</li> <li>□次期指定管理者の選定に伴う「新たな料金体系」の評価検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各駐輪場間の利用率の幅(最高・最低の利用率の幅) 10%減/3ヵ年</li> </ul>
	11 公民連携による駐輪場の整備促進及び管理運営手法の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>□補助金制度の活用による民間駐輪場整備の促進</li> <li>□指定管理者による市営駐輪場の管理運営の推進</li> <li>□市営駐輪場における指定管理者制度の検証</li> <li>□指定管理者の評価・検証、次期指定管理者の選定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪場利用者の満足度 7割以上</li> </ul>

■：新規取組 □：継続取組

川崎駅東口周辺地区総合自転車対策 第2期実施計画  
(平成26年度～平成28年度)

平成26年3月  
川崎市

【お問い合わせ先】 川崎市建設緑政局自転車対策室  
電話：044-200-2828  
FAX：044-200-3973

平成26年度第4回川崎区区民会議専門部会摘録

日時：平成26年11月19日（水）午後1時00分

場所：そなエリア東京（東京臨海広域防災公園）

出席者（敬称略）

委員 6名

赤間靖夫、新井トキ子、戸村正房、埜瀬晴美、原千代子、原田歩

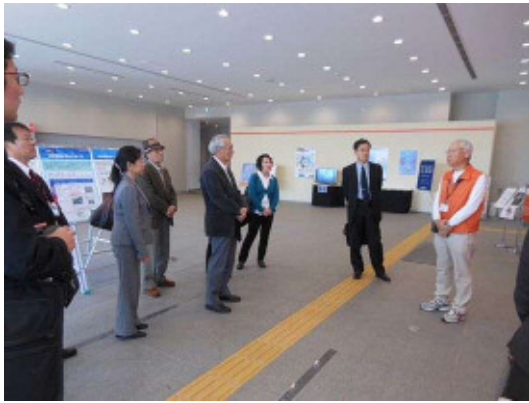
1 視察の概要

- 第4回専門部会では、審議課題の分野である「防災」に関する施設の視察を行いました。視察先は、防災体験学習施設のある「そなエリア東京（東京臨海広域防災公園）」です。
- 「そなエリア東京（東京臨海広域防災公園）」では、地震発生後72時間をどう生き残るかをテーマとした体験学習ツアー「東京直下72h」を実施しています。
- 本視察では、はじめに、体験学習ツアー「東京直下72h」を体験しました。
- 体験学習ツアー「東京直下72h」では、デパートのエレベーターの中で、マグニチュード7.3、最大震度6強の首都直下地震が発生した設定で、発災から避難場所まで移動します。
- 入口で渡されたニンテンドーDSを使い、実際に被災した街並みを模したフロアを歩きながら、画面に出される防災に関するクイズに答えて避難場所へ進みました。
- 体験学習ツアーを体験した後は、外出先で大地震にあった姉弟が数々の困難を乗り越えて帰宅するまでを描いた映像「東京マグニチュード8.0～東京直下72h～」や防災や災害に関する展示を見たり、災害が起きた時に実際に災害対策本部として使われるオペレーションルームを見学したりしました。

そなエリア東京（東京臨海広域防災公園）について

- 「そなエリア」とは、そなえる+エリアの造語で、「ここでの体験と学習を通じて、“災害をイメージする力”と“対応力”を身につけることで、災害への備えにつながる場所」を意味しています。
- 東京臨海広域防災公園は、首都直下地震等の大規模な災害発生時に、現地における被災情報のとりまとめや災害応急対策の調整を行う「災害現地対策本部」等が置かれる首都圏広域防災の支援基地となる防災拠点施設です。

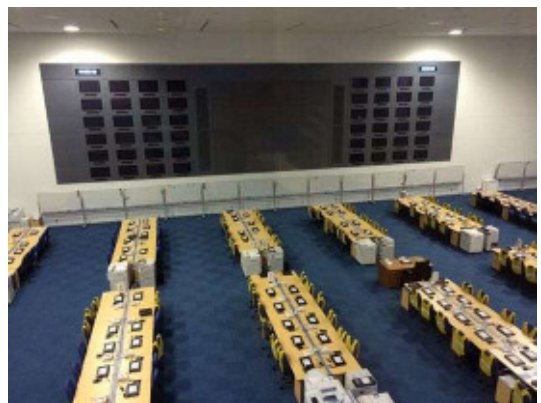
2 視察の様子



たいけんがくしゅうつあーせつめい う ようす  
体験学習ツアーの説明を受ける様子



ひさい しがいち ふろあ にんてんどー つか くいず こた ようす  
被災した市街地のフロアでニンテンドーDSを使ってクイズに答える様子



ぼうさい さいがい かん  
防災や災害に関する  
映像を見る様子

じっさい さいがいたいさくほんぶ つか  
実際に災害対策本部として使われる  
オペレーションルーム





さまざま てんじ ようす  
様々な展示の様子



とうきょうりんかいこういきぼうさいこうえん ようす  
東京臨海広域防災公園の様子

ごごじ ふんかいさん  
午後2時30分解散

いじょう  
(以上)



へいせい ねん ど だい かいかわさき く く みんかい ぎ せんもんぶ かい てきろく  
平成26年度第5回川崎区区民会議専門部会摘録

にち じ へいせい ねん がつ にち すい ご ご じ ぶん  
日 時：平成26年11月26日（水）午後6時30分

ば しょ きょういくぶんかいかい  
場 所：教育文化会館

しゅつせきしゃ けいしやうりやく  
出席者（敬称略）

いいん めい  
委員 12名

あかまやすお あらいかずなり いわせきぬよ のせはるみ  
赤間靖夫、新井一成、岩瀬絹代、埜瀬晴美、  
いしわたかつろう ちねん じょ あん な なかむらきみこ ばくちやんほ はたとしお はらちよこ  
石渡勝朗、知念ジョアンナ、中村紀美子、朴昌浩、畑敏雄、原千代子、  
もりわきたくろう やまだよしあき  
森脇拓朗、山田義孝

しきつ がいよう  
1 視察の概要

- ちいき はぐく ぶかい しんぎて ー ま ぼうさいたいさく じゅうじつ  
・「地域を育むまちづくり部会」で審議テーマとなっている「防災対策の充実」  
や「だれもがいきいき暮らす部会」で審議テーマとなっている「外国人市民も  
暮らしやすいまちづくり」の審議に関連する施設の視察を行いました。視察先  
は、きょういくぶんかいかい おこ しきじがっきゅう  
は、教育文化会館で行なわれている識字学級です。

きょういくぶんかいかい しきじがくしゅうかつどう きょういくぶんかいかい かんちょう せつめい  
(1) 教育文化会館の識字学習活動についての教育文化会館館長からの説明

- しきじがくしゅうかつどう たぶんかきやうせいしゃかい じつげん む がいこくじん まな  
・識字学習活動は、多文化共生社会の実現に向けて、外国人が学ぶだけでなく、  
しえんしゃ にっぽんじん まな あ こうりゆう もくてき  
支援者である日本人も学び合い、交流することを目的としています。
- ねんかん かい じしゆてき かつどう かいかいさい ほか きまーぱーてい い  
・年間40回、自主的な活動が4回開催されています。その他、サマーパーティや  
ういんたーぱーてい かいさい ゆかた き かい にほんぶんか ふ きかい  
ウインターパーティの開催や、浴衣を着る会など、日本文化に触れる機会もあ  
ります。
- しきじがくしゅうかつどう じゅこうむりやう ほうく たんきたいざいしゃ きんか  
・識字学習活動は、受講無料で、保育サービスもあり、短期滞在者が参加するこ  
かのう  
とも可能です。
- がくしゅうしゃ きよじゅうち かわさきく もっと おお ほか く しがい き  
・学習者の居住地は川崎区が最も多くなっていますが、他の区や市外から来て  
ひと  
いる人もいます。
- ねん ねんかんとうろくしゃすう めい へいきんさんかしゃすう めい ほか  
・2013年の年間登録者数は226名、平均参加者数は42.3名となっており、他の  
しみんかん くら おお すいり まん しよっくご にんずう  
市民館と比べて多くなっています。推移をみるとリーマン・ショック後に人数  
すく  
が少なくなっています。
- くにべつ いんど ちゅうごく ふいりびん ベトナムのかた おお  
・国別でみると、インド、中国、フィリピン、ベトナムの方が多くなっていま  
ほくぶちいき ていじゅうがた かた おお くら きょういくぶんかいかい しごと らいにち  
す。北部地域は定住型の方が多いの比べ、教育文化会館では仕事で来日し  
かた おお  
ている方が多くなっているようです。

## (2) 川崎区ふれあい館の識字学習活動についての原部会長からの説明

- 川崎区ふれあい館の識字学級は火曜日と金曜日の昼間に実施しています。参加人数は年間のべ130名となっています。出席は平均30名程度で、年間で定期的にきている人は少なく、定着率が低いのが課題。
- フィリピンと中国の方が多く、配偶者が日本人の場合が多く、子どもは日本国籍で家庭内で多文化共生となっています。
- きちんと日本語を学ぶ初めての場が識字学級という方がほとんど。
- 今年の6月に外国人市民を対象とした防災学習を実施しました。40人の外国人が参加しましたが、自分の名前、住所が書けない人が7割いました。このため、外国人に防災のことをもっと学んでもらうことが大切。
- 市内の外国人12,000人のうち、3分の1ぐらいは識字学級にきていることになるので、そこで防災学習を行うことが重要だと思います。
- 外国につながる子どもたちの学習が課題になっています。40名ぐらいの子どもたちが来ています。母親の日本語ができていないことが課題と言えます。

## (3) 質疑応答

Q1：資料をみると居住状況が不明という方がいますか？

→記入がない場合は不明となっています。字にして書けない場合もあります。

→ボランティアが手伝うので、不明は書けないからではないと思います。

Q2：どのように周知していますか？

→外国人には川崎市や区の窓口で日本語学習ガイドを配布しています。転入時に配布しているウェルカムセットに識字学習の案内が入っている。

Q3：外国人がボランティアに来て教えることはありますか？

→にほんごひろばでは外国人が教えるケースはありません。日本人が外国人とふれあう場と位置づけています。

→通訳ボランティアでは識字学級で学んだ外国人がボランティアで参加しています。

→病院での通訳ボランティアなどは、外国人がボランティアで来ています。

→病気や災害、ゴミなど言葉がわからないと生きる上で大変なことが多いと思います。

Q4：イベントに一般の外国人が参加しますか？

→識字学級しきじがっきゅうに来ている方かたの友だちともが参加さんかすることがあります。70～80人にんぐらいです。

Q 5 : クラスくらすはどうやって分けてわいていますか？

→習熟度しゅうじゅくどによってA～Cの3段階だんがいに分かれてわいています。Aは初心者しよしんしゃです。

→Aの人ひとが一番流動的いちばんりゅうどうてきで、登録者とうろくしゃが多おほくなっています。

→短い時間みじかであっても川崎区かわさきくに住んでよかつたと思おもってもらえるように運営うんえいしています。

→クラス分けくらすわは最初さいしょの面談めんだんでボランティアぼらんていあか職員しょくいんがやっています。

Q 6 : 困ったことこまを相談そうだんされることもありますか？

→あります。ボランティアぼらんていあも勉強べんきょうして対応たいおうできるようにしています。

→ボランティアぼらんていあも成長せいちょうできるし楽しめるたのということだと思おもいます。

Q 7 : 外国人登録がいこくじんとうろくした人ひとのうち、参加さんかする割合わりあいはどれくらいですか？

→具体的な数値ぐたいてきは今いまは分かりませんが、区役所くやくしょでウエルカムセットうえるかむせつとを配くばっていて、興味きょうみのある人ひとが来てきています。

Q 8 : 保育ほいくはありますか？

→保育ほいくの用意よういはあります。若い母親わかの学習ははおやの権利がくしゅうを保証けんりすることは重要ほしょうだと思おもいます。

#### (4) 視察しさつを終えておの感想かんそう

- ・識字学級しきじがっきゅうをやっていることを知りませんでした。外国がいこくから来て日本にほんで生活せいかつするのは大変たいへんだと思おもいました。学校がっこうと違うちがるので支援者しえんしゃも大変たいへんだと思おもいました。
- ・見学けんがくしてびっくりしました。クラスくらすで習熟度しゅうじゅくどが違ちがっているのを実感じっかんしました。
- ・熱心ねっしんに学まなんでいる姿すがたを見て感心みしました。ボランティアぼらんていあが笑顔えがおで対応たいおうしているのおもで、日本にほんの印象いんしょうがよくなると思おもいました。
- ・感動かんだうしました。クラスくらすによって違ちがっていると思おもいました。ボランティアぼらんていあがわかるまで教おしえる姿すがたに感動かんだうしました。自分じぶんも何か役なに立やくてないか考たえてしまいました。
- ・始めてはじて見学けんがくしました。たまたま同級生どうきゅうせいが教おしえていたので驚おどろきました。Cクラスくらすは幅広はばひろく教おしえていて、教おしえる方ほうがいろいろなことしを知らないしと務つとまらないと思おもいました。同級生どうきゅうせいに聞きくと中国語ちゅうごくごを教おしえてもらっているたがそうで、お互いおしに教おしえあっているようでした。



## 2 しさつ ようす 視察の様子



きょういくぶんかいかんかんちょう せつめい ようす  
教育文化会館館長による説明の様子



きょうしつ ようす  
教室の様子

いじょう  
(以上)

平成 26 年度 川崎区区民会議フォーラム（案）

- 1 目 的
 

区民会議の審議内容について、区民から意見を出してもらうことにより、区民の参加と協働による地域の課題解決に寄与すること及び区民会議の存在を広く知ってもらうことを目的に開催する。
- 2 主 催
 

川崎区区民会議
- 3 日 時
 

平成 27 年 2 月 21 日（土）または 28 日（土）  
14 時～16 時（予定）
- 4 場 所
 

第 4 庁舎 2 階ホールなど
- 5 内 容
  - (1) 主催者あいさつ（3 分）
  - (2) 第 5 期区民会議の審議・取組状況の報告（30 分）
    - ア 地域を育むまちづくり部会からの報告
    - イ 誰もがいきいき暮らす部会からの報告
    - ウ 各部会の審議課題に関係する区内の団体に依頼し、コメントを頂く  
（例えば、町内会、民生委員、自主防災組織、公園管理運営協議会、外国人支援団体など）
  - (3) 環境ポスターコンクール表彰式（15 分）
 

地球環境問題の啓発を目的とした小学校 5・6 年生が対象のポスターコンクールの表彰式
  - (4) 集客イベント：落語（40 分）
 

テーマ：子ども向け落語、防災・防犯、健康に関する落語など  
講師：未定
  - (5) 第 5 期区民会議の審議・取組状況のシール投票（開始から終了まで）
 

区民会議の審議内容をまとめたパネルを作成し、シール投票や付箋に意見を書いてもらい、審議課題の周知と広聴を実施



# 平成25年度川崎区区民会議フォーラム

～みんなの力で暮らしやすいまちへ～

区民会議の活動内容などを紹介するとともに、区民のみなさんから意見を出していただく場として、フォーラムを開催します。

## 区民会議とは

暮らしやすい地域社会をめざして、区民のみなさんの参加と協働により地域社会の課題の解決を図るために調査審議をする会議です。

**日時** 平成25年11月23日(土)14時～16時30分(予定)

**場所** 教育文化会館 大会議室(6階)

## 内容

### ◎バス試走

現在、区民会議で審議中の地域交通の導入について、実際にマイクロバスを走らせ、みなさまのご意見を伺います。

- ・試走ルート：教育文化会館-川崎駅東口-日進町-小田栄-大島四ツ角-藤崎1丁目-教育文化会館
- ・試走回数：2回(①15時発、②15時45分発予定)
- ・申し込み：11月15日、午前8時30分から電話かFAXで川崎区役所企画課まで。(申し込み時に出発希望時刻：①または②のいずれかを選択してください。②のバスは、下記の「講演会」をお聞き頂いた後に、乗車できます。)
- ・定員：各回20人[先着順]

### ◎囲碁・将棋コーナー

囲碁・将棋を活用して、世代間交流を図ります。

### ◎外国人向け防災訓練の説明

区で実施する外国人市民を対象とした防災訓練の内容を説明します。

### ◎講演会

本山輝幸氏(総合能力研究所所長)による健康に関する講演会

### ◎第4期区民会議審議内容の報告

### ◎パネル展示

区民会議の審議内容等をまとめたポスターを展示し、みなさまのご意見をお伺いします。



ねんど 年度	へいせい ねんど 平成26年度											
	がつ 4月	がつ 5月	がつ 6月	がつ 7月	がつ 8月	がつ 9月	がつ 10月	がつ 11月	がつ 12月	がつ 1月	がつ 2月	がつ 3月
ぜんたいかいぎ よてい 全体会議(予定)	だい かい 第1回						だい かい 第2回				だい かい 第3回	
くみん かいぎ 区民会議フォーラム											○	
せんもんぶかい よてい 専門部会(予定)			だい かい 第1回	だい かい 第2回		だい かい 第3回		だい かい 第4、5回	だい かい 第6回	だい かい 第7回		だい かい 第8回
ちようさしんぎ れい 調査審議(例)	しんぎかだい せんてい 審議課題の選定			視察・ヒアリングを実施								
	しりよう じようほう しゅうしゅう かんけいきかん ひありんぐ しきつ かだい ぶんせき 資料・情報の収集、関係機関へのヒアリング、視察、課題の分析											
	かだいかいけつさく しゅほう けんとう 課題解決策、手法の検討 ※											
	ちゅうかんほうこくあん と 中間報告(案)の取りまとめ											
らん メモ欄	※1年間で結論・成果が出せる課題は中間報告までにまとめる。 その後、平成27年度1年間で結論が出せそうな課題を部会毎に追加することも可。											

ねんど 年度	へいせい ねんど 平成27年度											
	がつ 4月	がつ 5月	がつ 6月	がつ 7月	がつ 8月	がつ 9月	がつ 10月	がつ 11月	がつ 12月	がつ 1月	がつ 2月	がつ 3月
ぜんたいかいぎ よてい 全体会議(予定)		だい かい 第1回					だい かい 第2回		だい かい 第3回			だい かい 第4回
くみん かいぎ 区民会議フォーラム								○				
せんもんぶかい よてい 専門部会(予定)	だい かい 第1回			だい かい 第2回		だい かい 第3回		だい かい 第4回		だい かい 第5回	だい かい 第6回	
ちようさしんぎ れい 調査審議(例)	かだいかいけつさく しゅほう けんとう 課題解決策、手法の検討											
	さいしゅうほうこくあん と 最終報告(案)の取りまとめ											
らん メモ欄	※平成26年度の審議状況に応じて、適宜、スケジュールを変更することも可。											

第5期川崎区区民会議委員名簿

別紙1

任期：平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

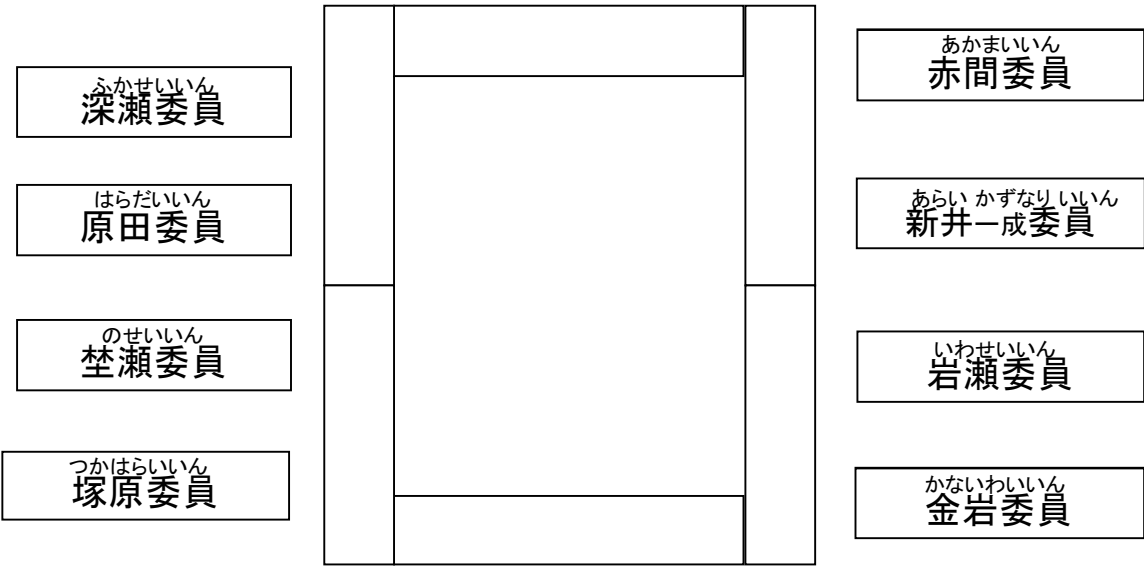
No.	氏名	分野	推薦団体	部会※	
				地域	いき
1	あかま やすお 赤間 靖夫	だんたいすいせん ちいきそしき 団体推薦【(7)地域組織・まちづくり】	かわさきく 川崎区まちづくりクラブ	○	
2	あらい かずなり 新井 一成	こうぼ 公募	—	○	
3	あらい ときこ 新井 トキ子	だんたいすいせん ぼうさいちいきこうつう 団体推薦【(1)防災・地域交通】	かわさきく あんぜん あんしん 川崎区安全・安心まちづくり推進協議会		○
4	あらまき ゆうこ 荒巻 裕子	くちょうせんニン こ かんけい 区長選任（子ども関係）	—		○
5	いしわた かつろう 石渡 勝朗	だんたいすいせん ふくし けんこう 団体推薦【(2)福祉・健康】	かわさきく ほごしかい 川崎区保護司会		○
6	いわせ きぬよ 岩瀬 絹代	こうぼ 公募	—	○	
7	かないわ いさお 金岩 勇夫	だんたいすいせん ぶんか かんこう 団体推薦【(6)文化・観光】	かわさき ねきし 川崎区歴史ガイド協会	○	
8	ちねん じょあんな 知念 ジョアンナ	くちょうせんニン がいこむしんみん 区長選任（外国人市民）	—		○
9	つかはら はるみ 塚原 晴美	だんたいすいせん こそだ きょういく 団体推薦【(3)子育て・教育】	かわさきく きょうぎかい 川崎区PTA協議会	○	
10	とむら まさふさ 戸村 正房	だんたいすいせん さんぎょう 団体推薦【(5)産業・まちの活力】	かわさき たうんまねーじめんときかん 川崎区タウンマネージメント機関	○	
11	なかむら きみこ 中村 紀美子	だんたいすいせん ぶんか かんこう 団体推薦【(6)文化・観光】	かわさきく ぶんか きょうぎかい 川崎区文化協会		○
12	のせ はるみ 埜瀬 晴美	こうぼ 公募	—	○	
13	ぼく ちゃんほ 朴 昌浩	こうぼ 公募	—		○
14	はた としお 畑 敏雄	だんたいすいせん ふくし けんこう 団体推薦【(2)福祉・健康】	かわさき かわさきく しゃかいふくし きょうぎかい 川崎市川崎区社会福祉協議会		○
15	はら ちよこ 原 千代子	くちょうせんニン た ぶんかきょうせい こ かんけい 区長選任（多文化共生、子ども関係）	—		○
16	はらだ あゆむ 原田 歩	だんたいすいせん しぜん せいかつかんきょう 団体推薦【(4)自然・生活環境】	かわさき しみんけんこう もりかいふう もり 川崎区市民健康の森海風の森をMAZUつくる会	○	
17	ふかせ きんのすけ 深瀬 欣之助	だんたいすいせん ちいきそしき 団体推薦【(7)地域組織・まちづくり】	かわさきく れんこうちようないかい 川崎区連合町内会	○	
18	もりわき たくろう 森脇 卓郎	くちょうせんニン こうれいしゃかんけい 区長選任（高齢者関係）	—		○
19	やまだ よし たか 山田 義孝	だんたいすいせん こそだ きょういく 団体推薦【(3)子育て・教育】	かわさきく みんせい いいん じどう いいん きょうぎかい 川崎区民生委員児童委員協議会		○

※「地域」：地域を育むまちづくり部会、「いき」：だれもがいきいき暮らす部会

ちいき はぐく ぶかい ざせき ひょう  
地域を育むまちづくり部会 座席表

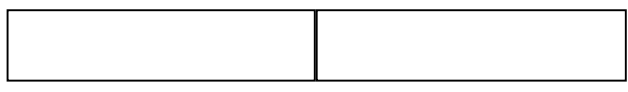
べっし  
別紙2

とむらぶかいちよう  
戸村部会長



ながぬまきかくかちよう  
長沼企画課長

きたざわふくくちよう  
北沢副区長



じむきく  
事務局

じむきく  
事務局

